

告示771号施行に伴う内装業界の 変化とJACCAの取組について

【参考】平成27年度までの対策の完了を目指す対象範囲

「公立及び国公立学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」より

(1)屋内運動場等(武道場、講堂及び屋内プールを含む)の天井等の落下防止対策については、平成27年度までの速やかな完了を目指して取り組まれるようお願いいたします。特定天井に加え、以下の①②のいずれかに該当する天井についても平成27年度までの速やかな完了を目指して取り組まれるようお願いいたします。

①高さが6mを超える天井 ②水平投影面積が200㎡を超える天井

学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について

現在進行中の屋内運動場等の新增改築又は改修事業で、工事の着手が技術基準の施工前となるものにおいて特定天井に該当する天井を計画している場合、どう基準が施工されると、当該基準で定めた構造方法を満たさないものは施工と同時に既存不適格建築物の扱いとなります。このため、このような場合は、天井の必要性を再検討の上、可能な限り、天井を設置しない又は軽量の天井にするなど、設計変更等の検討をお願いします。

天井耐震化の動向

施主(学校関連等官公庁)の動向

文部科学省からの指示により天井耐震改修を検討(H27年度完了)

→天井撤去+断熱防音工事 又は 天井撤去+耐震天井再設置

(最近では質量2g/m³以下の安心天井等に問い合わせが集中)

→国立大学が先行してJACCA天井耐震診断を実施。今年度から多くの国立大学で天井耐震改修を開始。(大学は講堂、講義室が多く、音響上から天井が撤去できない)

軽天メーカーの動向

耐震部分の試験データが出せる軽天メーカー(極少数)

繰り返し試験の生データが公開されていることが必要(国交省)

(※許容耐力のデータだけでは使用できない=試験方法の公開)